

令和3年 9月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和3年9月21日 午後2時00分 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員 11名  
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江  
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝  
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子  
欠席農業委員 なし  
出席推進委員 8名  
12番 柏木武 16番 福田正明 19番 酒主学 20番 星野由起夫  
21番 西巻光次 24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫  
欠席推進委員 22番 福田浩一  
傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第20号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第21号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第49号 非農地証明願について
- 第8 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第9 議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員につきましては8名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和3年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

( 議事日程を朗読 )

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。8番増淵勝委員、9番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページとなります。先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年8月20日。許可日および指令番号につきましては、令和3年8月20日、日農委指令第5-24号から27号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

福田絹江議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第21号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島副主幹挙手 )

はい、大島副主幹

福田絹江議長

大島尚美副主幹

報告第19号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、2ページから5ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人(かしのん)・借人(かりにん)の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は5件で、申請番号1番2番が農地法第3条関係の解約、3番から5番が日光市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

福田 絹江 議長      ないようですので次に移ります。日程第5、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。初めに川村部会長から全体の説明をお願いします。

川村 耕一 農業委員      (川村 耕一 農業委員 挙手)  
はい、川村部会長。

川村 耕一 農業委員      今回は、9月16日に意見要請活動部会と情報発信活動部会の2部会体制で現地調査を行いました。意見要請活動部会の班体制ですが、1班は私、川村、酒主学委員、事務局から鯉沼主査が対応しました。2班は高橋和子副部会長、吉原浩之委員、事務局から川村主任が対応しました。案件の内容ですが、3条申請が2件、5条申請が1件、非農地証明が1件の合計4件です。担当ですが、3条申請の1番、並びに2番が酒主学委員、5条申請の5番が吉原浩之委員、非農地証明願の2番が同じく吉原浩之委員です。以上です。

福田 絹江 議長      ありがとうございます。それでは、議案第47号の農地法3条の番号1番について担当委員の説明を求めます。

酒主学 推進委員      (酒主学 推進委員 挙手)  
はい、酒主推進委員。

酒主学 推進委員      私は、総会資料6ページ、議案第47号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市山口地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、日光市山口地内、大沢地区センターから南東へ約1.2キロメートルに位置した場所です。山口交差点から国道119号線を南東に100メートルほど進み、南に50メートルほど入ったところに申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は減反中の田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び季節の野菜を作付けしております。農地取得後も季節の野菜の栽培を行う予定です。利用権はありません。こちらの写真が現在の農地になります。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長      ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

川村 耕一 農業委員      (川村 耕一 農業委員 挙手)  
はい、川村部会長。

川村 耕一 農業委員      ただいまの議案については、先ほどの説明のとおり、譲受人は経営農地を適切に管理しており、農地取得後も農業経営を行う予定です。売買金額が若干高いようですが、譲受人の農地と続きになるため求めたようでございます。部会では許可相当と判断いたしましたのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長      それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

福田 絹江 議長      (「なし。」との声あり)  
ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

福田 絹江 議長      (挙手 全員)  
挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長      続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

福田 絹江 議長      (酒主学 推進委員 挙手)  
はい、酒主推進委員。

酒主学推進委員

私は総会資料6ページ、議案第47号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市沢又地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、沢又地内、沢又公民館から東へ、約1キロメートルの場所に位置します。案内図による説明です。沢又公民館から市道を東へ1キロメートルほど進んだ右手に申請地があります。申請地は12筆で、登記簿地目は6筆が田、4筆が畑、1筆が原野、1筆が宅地、現況は7筆が田、5筆が畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及び季節の野菜を作付けしております。農地取得後も水稻及び季節の野菜の栽培を行う予定です。利用権はありません。こちらの写真は、現況の田と畑です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この案件も、譲受人は経営農地を適切に管理し農地取得後も農業経営を行う予定で、何ら問題はないと思います。部会では許可相当と判断いたしましたのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、部会以外の方からのご意見等をお受けいたします。何かございますか。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

現在、耕作している方はどなたなのでしょう。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

福田絹江議長

川村耕一農業委員

譲受人が作っています。

(加藤英利農業委員挙手)

福田絹江議長

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

受人が前々から田や畑を借りて作っているのですか。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

福田絹江議長

鯉沼慶主査

昨年、この農地の所有者が亡くなられ、相続した方が隣りの宅地を含めて処分したいということで、今回譲受人が宅地と農地の両方を購入する予定で進めてきた案件です。宅地の方は非農地証明が妥当となりまして、農地の方は今回3条で購入することとなり、今年に関しては既に受人が耕作してしまっているということです。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

福田絹江議長

小池毅農業委員

今回(譲渡人の)経営面積の全部でないが、他の農地はどのような状態なのでしょう。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

福田絹江議長

鯉沼慶主査

現況が山林の土地がありますが、それについては今回購入しないということですので、その山林の土地が残っております。農振農用地に入っており、手続きが進んでいない状況です。

福田絹江議長

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案の

とおりに『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、日程第6、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は情報発信活動部会が担当しております。斎藤部会長から全体説明をお願いします。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

今回の案件については、1番については、議長の方で話があると思いますが、2番、3番、4番については情報発信活動部会が担当ということで、9月16日に2班体制で調査を行いました。まず1班は私と、星野由起夫委員、福田隆夫委員、福田会長と事務局の沼尾事務局長にご出席をいただき調査を行いました。2班は渡邊悦子副部会長、西巻光次委員、福田重勝委員、事務局から福田主幹にご出席をいただき調査を行いました。5条申請の2番については福田重勝委員、3番は福田隆夫委員、4番は星野由起夫委員に担当していただき、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、番号1番について事務局の説明をお願いします。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任。

川村光代主任

総会資料8ページをお開きください。この案件は、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので5条申請がありました。なお、9月13日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現地につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。位置図により説明いたします。落合東小学校から南西へ約600メートルの所に位置します。案内図です。落合東小学校から市道を小倉方面に進み、上小倉橋を渡り、約400メートル進んだ左手が申請地です。公図です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は西側が市道、東側が行川、南側は貸し人の農地、北側も貸し人所有の農地、ただし、この北側の農地は今回非農地証明願申請がでております。西側は市道です。土地利用計画図です。申請理由ですが、申請人は現在妻、子ども3人の5人でアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、今般申請地を譲り受け住宅を新築し、住宅敷地として利用したく申請するものです。敷地内に87.15平方メートルの二階建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、給水は公共の上水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理します。資金計画ですが、総事業費は自己資金及び融資で賄い、金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されております。写真は農振除外の時に撮ったものです。9月13日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり、『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番は、この原案のとおり『許可』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田推進委員。

福田重勝推進委員

私は議案第48号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市森友地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。位置図により説明します。申請地は今市工業高校から南320メートルに位置します。案内図により説明します。今市工業高校先の交差点を右折し、270メートル進んだ所を左折した右手に申請地があります。公図による説明をいたします。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側が道路、東側及び西側は宅地、南側も宅地です。土地利用計画図により説明します。現地には行政書士が立ち会いました。今回申請地を宅地として利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用する計画です。雨水は敷地内自然浸透処理します。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。それと、この部分にマンホールが設置され周りが舗装されております。今市市時代に設置したということで、始末書が添付されております。これについては事務局より説明をお願いしたいと思ひます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

福田絹江議長  
川村光代主任

それでは始末書を読み上げます。「私は、このたび農地法5条の許可申請をいたしますが、申請地については相続してから売買するまで農地であることを知らなかったために農地法の許可申請を怠り、平成15年ごろから進入口の用地として一部舗装をしてしまいました。このような行為については大変申し訳なく思っており、今後についてはこのようなことは一切いたしませんのでなにとぞよろしくお取り計らいくださいますようよろしくお願い申し上げます。」以上でございます。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について齋藤部会長から報告をお願いします。

( 齋藤敏夫農業委員挙手 )

はい、齋藤部会長。

齋藤敏夫農業委員

ただいま福田委員からご説明があったとおりでございます。一部コンクリートの構造物については始末書が提出されているということです。全体的に見まして、皆さん図面を見てご承知のように住宅専用地域の中に畑として置かれたということで、部会としては許可相当ということで結論を出したところです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号3番について、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、16番、福田正明委員の退席を求めます。

(福田正明推進委員退席 午後2時44分)

それでは、担当委員の報告を求めます。

( 福田隆夫推進委員挙手 )  
 はい、福田推進委員。  
 福田隆夫推進委員 総会資料の8ページをご覧ください。私は議案第48号の3番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市土沢地内におきまして、賃貸借により店舗敷地として転用する5条申請です。位置図により説明します。日光市役所から南東約2キロメートルほどの場所に位置しています。案内図です。日光市役所から市道今1009号線を吉沢方面に進み、踏切を過ぎて1キロメートルほど進んだ左手に申請地があります。公図です。3筆ございいますが登記簿地目は畑と田、現況は田で減反中です。周囲の状況ですが、東側は国道、西側は宅地、南側は市道、北側は山林です。土地利用計画図による説明です。現地には貸し人と借り人の代理の建築設計事務所の方が立ち会いました。杭打ちがしてありました。申請地を借り受け、店舗(コンビニエンスストア)敷地として利用する計画です。申請地に店舗(1,831平米)、駐車場25台分を設置する予定です。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理をします。こちらはL字型のコンクリートで仕切りをして市道と同じ高さまで盛土をする予定です。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われまのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
 はい、斎藤部会長。  
 斎藤敏夫農業委員 この案件は、今説明があったとおりです。市道というのは、いわゆる新里街道です。東側の国道は、土沢インターと日光街道との間の所で、部会では周辺地域に及ぼす影響も特段問題はないということで、許可相当という結論を出したところですので。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)  
 はい、加藤委員。  
 加藤英利農業委員 雨水は敷地内浸透処理ということですが、間違いはないでしょうか。

(福田隆夫推進委員挙手)  
 はい、福田委員。  
 福田絹江議長 福田隆夫推進委員 浸透柵を作るということです。

(川村光代主任挙手)  
 はい、川村主任。  
 福田絹江議長 川村光代主任 雨水につきましては敷地内側溝にて集水し、地下碎石浸透槽より浸透排水をする計画となっております。この処理については、以前に●●さんの時にも説明しましたがそれと同じやり方と思われます。

福田絹江議長 なかなか耳慣れない処理方法ですが今の説明でわかりましたか。

(沼尾洋克事務局長挙手)  
 はい、沼尾事務局長。  
 沼尾洋克事務局長 先程の説明があった側溝というのは、写真に写っていた市道の側溝ではなくて、敷地内に設けた側溝に誘導して柵に浸透させるということですので。

(加藤英利農業委員挙手)  
 はい、加藤委員  
 福田絹江議長 加藤英利農業委員 処理能力はどのくらいですか。

(酒主学推進委員挙手)  
 はい、酒主委員  
 福田絹江議長 酒主学推進委員 敷地面積に対して処理能力の大きさを求める計算式があり、それによって数

値が出されているものと思います。これは深さ2メートルをすべて砂利層で埋めます。そこへ敷地内の雨水をもっていった浸透させるという考えの計画だと思えます。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤絹江議長  
加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

私が心配しているのは、ゲリラ豪雨のときなど道路が川にならないかということです。浸透槽が適切な大きさかどうかは誰が判断するのですか。

(酒主学推進委員挙手)

福田絹江議長  
酒主学推進委員

はい、酒主委員

開発行為を申請した時に出てくるものです。最近ゲリラ豪雨が多いので、処理能力をオーバーすることも多いと思えます。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

福田絹江議長  
斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤委員。

いずれにしても、今言われたことは開発行為のなかでのことですよね。開発行為については市の担当課で検討されるのだと思えます。専門部署がありますからそこで検討されます。

福田絹江議長

市の担当課は都市計画課になります。農業委員会としてはこの3筆申請いただいた土地についての検討になります。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員

はい、増淵委員。

写真に側溝のふたがあったと思えますがそれは、用水路なのか、それとも道路の側溝でしょうか。

福田絹江議長

これは私も現地に行きましたが、道路の側溝でした。

詳細について質疑がありましたが、これまでの質疑応答をふまえて、採決に移ってもよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

それでは福田正明委員の着席を許可いたします。

(福田正明推進委員着席 午後3時7分)

福田絹江議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

星野由起夫推進委員

はい、星野委員。

私は総会資料8ページ、議案第48号の4番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市並木町地内におきまして、売買により一般住宅を目的として転用する案件です。位置図により説明いたします。日光市役所から南西、約300メートルに位置します。案内図により説明します。日光市役所から南西方面に270メートルほど進み、右折して145メートルほど進んだところに申請地があります。公図により説明します。登記簿地目は田、現況は畑となっております。周囲の状況は北側が畑、東側及び西側は宅地、南側は市道です。土地利用計画図により説明します。現地には譲渡人、譲受人、代理人である行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理をいたします。写真は市道から撮ったものです。以上のことか



ら周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長      ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について斎藤部会長から報告願います。  
（ 斎藤敏夫農業委員挙手 ）

斎藤敏夫農業委員      はい、斎藤部会長。

福田 絹江 議長      この案件は、合併前の今市市時代に区画整理が行われた地域でありまして、周辺環境上からも許可相当とということで、部会として何ら問題はないという結論を出させていただきました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長      それでは、報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号4番について、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。  
（手塚幸子農業委員挙手）

手塚幸子農業委員      はい、手塚委員。

福田 絹江 議長      この土地は道路より高いと思いますが、どのくらい高いのでしょうか。また、向こう側の建物の方に水は行かないのですか。  
（星野由起夫推進委員挙手）

星野由起夫推進委員      はい、星野委員。

福田 絹江 議長      勾配がついてまして、1メートルぐらい高くなっています。駐車場の入口がこちらになるということで、駐車場に向かって勾配をつけるということです。

福田 絹江 議長      奥の方の畑に水が流れ込まないように土留めをするということでしたよね。

星野由起夫推進委員      はい。こちらの宅地の方には既に土留めをしていますが、向こう側の畑の方にも土留めをするということです。

福田 絹江 議長      他にご質問等はございませんか。  
（ 「なし。」との声あり ）

福田 絹江 議長      それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
（ 挙手全員 ）

福田 絹江 議長      挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長      続きまして番号5番について担当委員の報告を求めます。  
（ 吉原浩之推進委員挙手 ）

吉原浩之推進委員      はい、吉原推進委員。

福田 絹江 議長      私は、総会資料9ページ、議案第48号の5番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市小倉地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。位置図です。申請地はJR日光線文挟駅から南約1, 2キロメートルに位置します。案内図です。JR文挟駅から国道121号線を鹿沼方面に約480メートルほど進み右折して突き当りを左折し、800メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は畑、南側が市道、西側も市道です。土地利用計画図です。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。申請地を宅地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給水は公共の上水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内浸透処理をします。写真です。こちらは南西の角から、こちらは北西の角から撮っております。建物の裏側が申請人の宅地となっております。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長      ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願います。  
（ 高橋和子農業委員挙手 ）

高橋和子農業委員

はい、高橋農業委員。

この案件は、親子間の貸借であります。譲受人は子供ができると手狭になるということで、実家の近くに家を建てたいということです。また隣接する土地は譲渡人の所有する土地でありまして周囲に及ぼす影響はないと思われまのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

合併浄化槽で処理したあとはどこに流れるのですか。

(吉原浩之委員挙手)

福田絹江議長

はい、吉原委員

吉原浩之推進委員

西側の市道と申請地の間に用水路がありまして、そこに流すと思われま。

加藤英利農業委員

これは許可をとってあるのですか。

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長

はい、川村委員。

川村光代主任

放流同意願と放流同意書が添付されており、放流の同意を受けています。

福田絹江議長

他にお気づきの点がありましたらお願いします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第7、議案第49号「非農地証明願について」を議題いたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第49号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市森友地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明をいたします。願出地は、森友地内、今市工業高校から南へ約300メートルに位置した場所です。案内図による説明をいたします。今市工業高校前の交差点から市道を南に100メートルほど進んだ右手が願出地です。公図による説明です。登記簿地目は1筆が田、4筆が畑です。土地利用図による説明をいたします。周囲の状況は、東側・西側・南側は道路、北側は宅地です。平成12年撮影の空中写真が添付されております。現地には行政書士が立ち会いました。杭打ちがしてありました。願出地は、平成2年に居宅を建築して以来、宅地として一体的に利用され31年経過しております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤部会長。

この案件は、宅地として一体的に利用され31年が経過しており、部会としましても何ら問題はなく証明妥当と結論を出したところでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 吉原浩之進委員挙手 )

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、総会資料10ページ、議案第49号の2番を担当いたしました。願出人及び願出地は申請のとおりです。本申請は、日光市小倉地内において宅地として利用している案件です。位置図です。願出地は、小倉地内、JR日光線文挾駅から南西へ約500メートルに位置した場所です。案内図による説明です。JR日光線文挾駅から国道121号線を鹿沼方面に480メートルほど進み、右折して市道を南東に550メートル、さらに北に550メートルほど進んだ右手が願出地です。公図です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。土地利用図です。願出地は、市道から願出人の宅地に入る通路及び作業小屋が建っております。現地には願出人、行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。平成12年撮影の空中写真が添付されております。願出地は、願出人が相続する以前から物置が建てられており、宅地として一体的に利用され20年以上が経過しております。写真です。願出地の角の物置きです。あちら側にプレハブが見えますが、議案48号1番の隣接の土地となっております。これは市道の方から写真を撮っております。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願ひます。

( 高橋和子農業委員挙手 )

はい、高橋委員。

高橋和子農業委員

申請地は宅地として利用され20年以上が経過しております。空中写真も添付されております。証明妥当と考えますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池委員。

小池毅農業委員

航空写真ですが、納屋が南側にあるのですが、議案書では南側は畑になってますよね。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任。

福田 絹江 議長

川村光代主任

これは、以前に農振除外をするときに詫び状が添付されておりました読み上げさせていただきます。「今般、日光市小倉●●番地の土地の農用地区域の変更申出を行う際に貴職より、予定地内に許可を得ていない建物があるご指摘を受けました。この建物は昭和59年当時、現在ある市道今34205号線築造の際の道路予定地にあったことにより障害になるため移設したものでした。以前から違法とは知らなかったとはいえ今回を機に農地法の許可があるということを知ったため、ここを転用する際に撤去いたしますのでお許し願ひたくお詫び申し上げます。」

小池毅農業委員

この土地は5条の1番の土地ですか。

川村光代主任  
福田絹江議長

そうです。  
よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。  
(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第50号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第50号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は11ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は2筆で5,139㎡となります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は12～13ページになります。件数は3件、面積合計は9筆で18,152㎡となります。内訳は、すべて新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。「設定をする者（貸人(かしにん)）」、「設定を受ける者（借人(かりにん)）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

説明が終わりました。この件についてご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第50号の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第50号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は14ページから15ページになります。件数は3件で、面積合計は、13筆で

福田 絹江 議長

19,697㎡となります。「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

説明が終わりました。はじめに賃借権設定の2番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、8番、増淵勝委員の退席を求めます。

(増淵勝委員退席 午後3時45分)

ご質問はございますか。

(「なし。」との声あり)

議案第51号のうち、賃借権設定の2番については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、賃借権設定の番号2番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

増淵勝委員に着席を許可いたします。

(増淵勝委員着席 午後3時47分)

福田 絹江 議長

次に賃借権設定の2番以外の残りの案件について、審議いたします。

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

議案第51号のうち、賃借権設定の2番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、よりまして、賃借権設定の番号2番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年9月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後3時49分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

8 番 委 員

9 番 委 員